

よくある質問

目次

1	補助金全体の共通事項	1,2
2	窓・ドアの断熱改修	3
3	LED照明器具の設置	3
4	高効率給湯機等の設置	4
5	太陽光発電・定置型蓄電設備の設置（2つの区分の共通事項）	5

1 補助金全体の共通事項

質 問	回 答
<p>Q. 中古住宅を購入して改修する場合は、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 改修した購入住宅に居住する(実績報告時点で購入住宅に住民登録を移している)場合は、補助対象になります。</p>
<p>Q. 「借家」の場合、入居者のために貸主が改修する工事は補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 個人の申請者が、「自らが居住するための市内の既存住宅」で行う工事が補助対象です。</p>
<p>Q. 入居者が借家を改修する場合は、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。 ただし入居者による改修には、貸主の許可が必要となりますので、申請書の所有者の承諾欄に記入をし提出して下さい。</p>
<p>Q. 既存住宅の増改築は補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。 施工前後で整合が取れる、明瞭な設置図面と写真を提出してください。</p>
<p>Q. 市外事業者が施工する場合は、全て補助対象外ですか？</p>	<p>A. 申請者が契約する事業者(見積書、領収証等を発行する事業者)が市内に事業所を有していれば、補助対象です。 施工する下請業者の所在地が、松本市外であっても問題ありません。 ただし、契約する事業者の所在地が松本市外の場合は、補助対象外です。</p>
<p>Q. 補助対象設備の壊れた部品のみを新品に交換するものも、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。</p>
<p>Q. 住宅を複数所有していますが、それぞれの住宅の改修に補助制度を利用できますか？</p>	<p>A. 利用できません。 申請者の住民登録のある住宅に限り、補助対象になります。</p>

質問	回答
<p>Q. 母屋と離れそれぞれに施工する場合、別々に申請する(母屋で1申請、離れでもう1申請とする)ことはできますか？</p>	<p>A. 別々には申請できません。 キッチン・風呂・トイレを有さない建物(離れ等)は、「住宅」と見なしません。母屋と離れ等を併せて「1軒の住宅」と見なし、1申請の扱いとします。</p>
<p>Q. 事業所に施工するものは、補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 この制度は、個人の既存住宅における温暖化対策設備の導入促進を目的としています。</p>
<p>Q. 店舗・事務所等との併用住宅に機器を設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 住宅部分にかかる箇所に限り補助対象です。給湯器の場合は店舗・事業所等に給湯している場合は、補助対象外になります。太陽光、蓄電は区別ができないため、補助対象外になります。</p>
<p>Q. 住宅所有者が、申請者以外に二人以上います。 申請書の承諾欄は、どのように記入すればよいですか？</p>	<p>A. 追加の人数分申請書をコピーし、様式の変更等はせず2枚目に記入して提出してください。</p>
<p>Q. 申請者がインターネット等で機器を購入し、工事業者に取り付けてもらう場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になりません。 工事業者が新品の機器を調達および設置をする場合に限り補助対象になります。</p>
<p>Q. 対象工事が1種類の場合も、申請できますか？</p>	<p>A. 申請できます。 1申請あたりの実施工事の種別数に、規定はありません。</p>
<p>Q. 申請時には、どのような写真が必要ですか？</p>	<p>A. 既存機器がある場合は撤去する前の状況写真を、新たに機器を設置する場合は設置予定箇所の現況写真を、添付してください。 詳しくは、「提出写真のよい例・悪い例」をご確認ください。</p>

2 窓・ドアの断熱改修

質問	回答
Q. 窓のない場所に新たに窓を設置しますが、補助対象になりますか？	A. 補助対象になります。
Q. ドアの断熱改修では、引き戸も補助対象になりますか？	A. 補助要件に適合すれば、引き戸も補助対象です。

3 LED照明器具の設置

質問	回答
Q. LED 照明器具を大型量販店で購入した場合も、補助対象になりますか？	A. 工事業者が調達・設置すれば、補助対象になります。 新品の機器であり、それを証明する書類（保証書、納品書等）があれば、機器の調達方法は問いません。
Q. 引っ掛けシーリングタイプの照明器具（ペンダントライトなど）を設置します。実績報告時に提出する「電気工事を行ったことがわかる、工事途中の写真」とは、どのような写真ですか？	A. 電気工事を行ったことがわかる配線接続等をしている（配線が見える）写真を撮影し箇所ごと全て提出してください。
Q. 照明器具のオプション設備（シャンデリア、ファン等）も補助対象になりますか？	A. 補助対象外です。 照明機能にかかる設備のみ、補助対象です。

4 高効率給湯機等の設置

質問	回答
<p>Q. 既存の給湯機が故障してしまったため、早めに着工したいのですが、対応してもらえますか？</p>	<p>A. 給湯機の故障の場合は、申請書類提出の翌日に着工していただけるように対応します。 申請時にお申し出ください。 ただし、提出書類に不備がある場合は、書類提出翌日に着工できない可能性がありますので、ご注意ください。</p>
<p>Q. 「給湯機」の区分では、暖房専用ボイラーも補助対象になりますか？</p>	<p>A. 暖房専用ボイラーは補助対象外です。ただし、暖房機能を持つ給湯機も、補助要件に適合すれば補助対象です。</p>
<p>Q. 「給湯部分」の熱効率は要件に適合する機器ですが、「ふろ部分」の熱効率が要件に適合しません。補助対象外になりますか？</p>	<p>A. 補助対象です。 「給湯部分」の熱効率が補助要件に適合していれば、「ふろ部分」の熱効率は問いません。</p>
<p>Q. 給湯と暖房の機能を持つ機器について、「暖房部分」の熱効率が補助要件に適合しない機器は補助対象外ですか？</p>	<p>A. 補助対象です。 「給湯部分」の熱効率が補助要件に適合していれば、「暖房部分」の熱効率は問いません。</p>
<p>Q. 既存のエコキュートを取り外して、新品のエコキュートを設置します。その場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 補助対象になります。 機器取替え前の既存機器の機種等について、規定はありません。 同機種への交換も補助対象です。</p>

5 太陽光発電・定置型蓄電設備の設置（2つの区分の共通事項）

質問	回答
<p>Q. 申請年度内に経済産業省の設備認定が下りない場合は、補助対象外になりますか？</p>	<p>A. 太陽光発電設備の設置工事が完了していれば、補助対象です。 平成30年度から、実績報告時の「発電設備の連携のお知らせ（中部電力発行）」の提出は、不要になりました。</p>
<p>Q. 既存の太陽光発電設備を撤去して、新たな設備を設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 新たに設置する設備が補助要件に適合すれば、補助対象になります。 ただし、パワコンなど一部の部品の交換の場合は、補助対象外となります。ご注意ください。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 モジュールを、住宅の屋根ではなく、敷地内のカーポートや車庫、倉庫などの屋根に設置する場合も補助対象になりますか？</p>	<p>A. 連系点が母屋であれば、母屋の屋根以外にモジュールを設置する場合も補助対象になります。</p>
<p>Q. 【太陽光発電設備について】 申請時に必要な、モジュールを設置する屋根面（機器等設置予定箇所）の写真が撮影できません。 どうすればよいですか？</p>	<p>A. 屋根面の写真撮影が困難な場合は、モジュールの割付図面を提出してください。</p>